



©宮城県・旭プロダクション



# セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

## 事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「追突」

### 【事故概要】

赤色信号で前車に続いて停止。その後、信号が青色に変わったので車を発進させると、発進せずに停止中の前車に衝突した。

### ドライバー語録

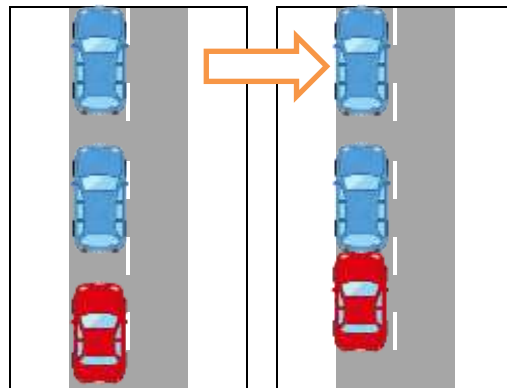
「何で動かないんだよ。」

「信号が青に変わったから、車を発進させたのに。」

「何で動かないんだよ。」

「ちゃんと信号を見てよ。信号が変わったんだから動かないとダメじゃないか。」

「だから追突されるんだよ。」



## 思い込み発進はダメ！ 自分の目で安全確認を！

人身交通事故の形態で最も多いのが「追突」です。

追突事故を起こしてしまう理由で代表的なものは何かしらへの「脇見」ですが、事件事例は前方の安全不確認。「動くだろう」という「思い込み」から、前方をよく確認しないで車を発進させて追突事故を起こしてしまったものです。

車を運転する時は、信号を確認することも大事ですが、前方や周囲の状況をよく確認することも大事ですね。



## A T車の「クリープ現象」に注意！

A T(オートマチック)車でブレーキを踏んで止まっている時、ブレーキを踏んでいた足の力が緩んでしまい、クルマが前に進んで追突しそうになった「ヒヤッ」とした経験ってありませんか？

これは「クリープ現象」と呼ばれ、A T車は、エンジンがかかっている状態でギアが「P(パーキング)」又は「N(ニュートラル)」以外に入っていると動力がつながった状態になり、アクセルを踏まなくてもクルマが進む現象です。

「クリープ」は、ブレーキペダルの踏み込みだけで発進、停止が可能となるので、渋滞時や車庫入れ時など低速で走行する場合にはメリットがありますが、運転者の意思と関係なくクルマが動き出すことで事故につながるデメリットもあります。

慣れると便利な「クリープ現象」ですが、車を運転するときは「油断禁物」ですよ。

## 「あおり運転」されたらどうしたらいいの？

- 「あおり運転」は交通死亡事故や殺人事件に発展しかねないとても危険な運転です。
- クルマを運転中に「あおり運転」をされた場合は、
  - 相手にせずに道を譲ることが一番の対処方法です。「仕返し」はお互いの「あおり運転」が激化するので絶対にやめましょう。
  - それでも続く場合には、路肩やコンビニエンスストア駐車場などの安全な場所に車を止めてから「110番」通報です。相手が近寄ってくることもあるので窓を閉めてドアを施錠。相手から脅されたりしても車から降りてはいけません。警察が来るまで落ち着いて待ちましょう。
- また、「あおり運転」に遭わないためには、安全な車間距離をとり、急発進や急加速をしないなど周囲に誤解されない運転が大切です。
- ◇ 「あおり運転」対策の必需品として「ドライブレコーダー」の需要が高まり、または「ドラレコ撮影中」のステッカーを貼ったクルマが見受けられるようになりました。ドライバーの皆さんが譲り合い、思いやりの気持ちを持った運転をすれば「あおり運転」はなくなると思うんですがね・・・。

## 「危険予知」運転で交通事故防止！！

- 「危険予知」運転は、道路環境や交通環境からドライバーが危険を感じる、危険を予測する運転で、交通事故を起こさない、遭わないためには効果的な運転です。
- ドライバーの考え方、判断で、「安全を確認する」、「アクセルを踏む」、「ブレーキを踏む」などという動作が決まります。「危険予知」運転で交通事故を未然に防止しましょう。
- さて、交通安全キャンペーン「セーフティ123」は、来年度(第26回)も開催する予定です。参加方法等については、次回以降の「セーフティ123通信」で紹介していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

## 交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。  
交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）  
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432, 2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日